

「富山市民生委員定数条例（仮称）」の制定（案）について

1 条例制定の背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）の施行に伴い、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 4 条に基づく定数基準が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に改正され、今後、都道府県、指定都市、中核市は民生委員の定数を条例で定めることとなりました。

富山市では、これに対応するため、条例で定める民生委員定数の検討を進めておりますが、広く市民の皆さんのご意見をお聴きするため、「富山市民生委員定数条例（仮称）」の制定（案）についてのご意見を募集します。

なお、お寄せいただきましたご意見は、個人情報を除いて富山市の考えとともに整理した上で公表することとしており、個々のご意見には直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

2 「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の内容等は、次表のとおりです。

基準区分	国が示す基準の考え方
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

3 国の参酌すべき基準

(1) 区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表

区 分	配 置 基 準
1 東京都区部及び指定都市	220 から 440 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
2 中核市及び人口 10 万人以上の市	170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
3 人口 10 万人未満の市	120 から 280 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
4 町 村	70 から 200 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人

(2) 主任児童委員配置基準表

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数 39 人以下	2 人
民生委員・児童委員の定数 40 人以上	3 人

※ 定数の設定に当たっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な実数の設定について留意することとなっています。

4 条例（案）概要

現在、本市の民生委員・児童委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、877 人です。なお、本市の民生委員 1 人あたり平均担当世帯数は約 219 世帯となっております。（平成 26 年 8 月末現在）

今回の民生委員法の改正を受け、富山市では、国が示す参酌すべき基準に基づき、現在の定数である 877 人を条例の素案とします。